

# 児童いきいき放課後事業について

市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日などに小学生の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容とする「児童いきいき放課後事業」(愛称:「いきいき」活動)を実施しています。

## 運営主体

「いきいき」活動は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体が実施校ごとに設置されている「いきいき活動運営委員会」と連携して、学校や地域の実情に合わせて運営しています。

## 活動日・活動時間帯

- ・月曜日～金曜日 : 授業終了後～18時
- ・始業式、終業式等 : 11時～18時
- ・土曜日、長期休業日 : 8時30分～18時

有料で活動時間延長等(朝\*: 8時～8時30分、夕方: 18時～19時)を実施します。

\*:朝の活動時間延長等は、長期休業日(土曜日実施なし)・学校代休日で実施

\*活動休止日は日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、学校施設の工事や停電などにより安全に活動ができない日など。

## 利用方法

ご利用には、ICタグを利用した入室管理システム「いきいきミマモルメ」の登録が必要です。詳細は「運営・管理団体」までお問い合わせください。

## 参加料

参加料は無料です。ただし児童の安全に関する費用(令和7年度は児童1人あたり500円(年額))が必要です。  
※活動時間延長は有料です。

## 登録について

各学校で1月下旬から2月に開催される新1年生入学説明会において、「いきいき」チーフマネージャーより「登録について」等の説明があります。

### ※「学校選択制」における「いきいき」の登録・利用について

通学されることとなった小学校の「いきいき」に登録・参加していただくことが基本になります。(土曜日・長期休業日に利用者が希望する場合には、お住まいの校区の「いきいき」の利用が可能です。ただし、「いきいき」に関して学校相互での連絡等を行いませんので、お子様に無理のない利用を慎重にご検討ください。  
なお、登録・利用に関する詳細は、各「いきいき」活動室(下表)までお問合せください。

## お問合せ先(運営・管理団体)

一般財団法人 大阪教育文化振興財団 放課後事業課 06-6253-6217

## 各小学校にある「いきいき」活動室

小学校いきいき名	時間延長要件	電話番号	小学校いきいき名	時間延長要件	電話番号
滝川いきいき	朝延長 1回 500円 (上限なし) (又は年額 5,000円)	6351-1585	中津いきいき	朝延長 1回 500円 (上限なし) (又は年額 5,000円)	6375-0092
堀川いきいき		6358-5403	大淀いきいき		6453-0904
西天満いきいき		6364-8248	豊仁いきいき		6351-9937
菅北いきいき	夕方延長 1回 500円 (月額上限 5,000円)	6358-2981	豊崎いきいき	夕方延長 1回 500円 (月額上限 5,000円)	6371-3918
豊崎東いきいき		6351-4923	扇町いきいき		6363-0797
豊崎本庄いきいき		6371-0535	中之島いきいき		6676-8813

# よくある質問と回答

## 学校選択制の制度、希望調査票の記入・提出に関すること

Q1

学校選択制により兄や姉が通学区外の学校に就学しており、その弟や妹が同じ学校を希望する場合、優先扱いはありますか?

A1. 北区の学校選択制では、優先扱いはありません。

Q2

学校選択制希望調査票を提出した後、希望校の変更はできますか?

A2. 希望調査票の提出後、希望変更受付期間(11月14日～20日)内で変更できますが、それ以降は希望校を変更することはできません。学校を選択する際には、慎重にお決めください。

Q3

北区内で住所を変更(転居)した場合はどうなりますか?

A3. 転居の時期・転居先により案内する内容が異なりますので、あらかじめ北区役所3階子育て・教育課⑨番窓口(TEL: 6313-9472)へお問合せください。

Q4

北区外へ引っ越しする予定ですが、学校選択制希望調査票の提出は必要ですか?

A4. 北区外へ引っ越しする予定であっても学校選択制希望調査票の提出をお願いします。また、学級編成の関係上、引っ越しの旨を学校に連絡していただきますようお願いいたします。

なお、北区外へ引っ越しをする場合は、北区の学校選択制は対象外となります。引っ越し先での小学校の入学については、当該市区町村へお問合せください。

Q5

私立・国立学校等への受験を考えている場合も、学校選択制希望調査票の提出は必要ですか?

A5. 私立・国立・特別支援学校への就学を希望している場合でも、結果によって本市の学校選択制を利用するには、学校選択制希望調査票の「◆学校選択制希望」欄に希望する学校名を記載する必要があります。

なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

また、私立・国立学校等への入学が決定した方は、当該学校の入学許可証を北区役所3階子育て・教育課⑨番窓口まで提出してください。私立・国立学校等への進学者数は、補欠登録者の繰上げに大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続きください。

Q6

特別支援学級への就学を希望していますが、どのようにすればよいですか?

A6.

●通学区外の学校を希望される場合は、通学区の学校にその旨を早めに相談・連絡してください。学校選択制希望調査票では、「◆学校選択制希望」欄の「1 通学区外の学校を希望する」と、「◆確認事項」欄の該当欄に○をつけてください。

●通学区外の学校を希望される場合は、通学区の学校と希望される学校両方に、事前に相談・連絡してください。学校選択制希望調査票では、「◆学校選択制希望」欄の「2」と、「◆確認事項」欄の該当欄に○をつけてください。

Q7

受入可能人数について、各校で大幅に異なるのはなぜですか?

A7. 受入可能人数は、各校の入学予定者数及び空き教室の状況等に応じて決定するため、各校で異なっております。確定値は11月13日頃に公表しますが、現時点で「若干名」となっている学校については、公表日時点では受入れができません「空き待ち」となる可能性があります。受入可能人数が「空き待ち」の場合、希望者はすべて補欠登録されることとなります。この場合、当該校を通学区とする就学予定者が転出等の届出をされたことにより、希望校の受入れが可能となると、補欠順位により、順次、繰上げの手続きを行うこととなります。入学する学校の確定が遅くなる場合があることをご理解のうえ、選択をお願いします。

Q8

北区の学校選択制について、過去の結果を知りたいのですが。

A8. 北区の学校選択制の過去3年間の経過と結果を北区ホームページに掲載しています。

北区HPトップページ > 子育て・教育・まなび > 入学・転校・学校選択制 > 小学校の学校選択制について

